

令和 5 年度の委員会開催結果について

1 開催日時

- (1) 第 10 回 令和 5 年 8 月 16 日(水) 14 時から 16 時
(出席者：石飛委員長ほか 13 名)
- (2) 第 11 回 令和 5 年 10 月 5 日(木) 14 時から 16 時
(出席者：石飛委員長ほか 11 名)
- (3) 第 12 回 令和 6 年 2 月 7 日(水) 14 時から 16 時
(出席者：石飛委員長ほか 12 名)

2 開催場所

消防本部 3 階 大会議室

3 協議内容

- (1) 機能別団員(大規模災害対応団員)について(第 10 回協議)

令和 6 年度に組織再編がスタートすることにより、機能別団員の処遇等について協議する。

【内容】

ア 階級等：分団付の団員階級

イ 職務：風水害、地震等の出雲市地域防災計画に基づく活動

ウ 報酬：年額報酬 10,000 円が妥当、出場報酬は、基本団員と同額
(理由)

業務量の違いから基本団員とは差を設けるべきであり、他の自治体では、機能別団員には出場報酬のみで年額報酬のないところも多々ある。近隣では、松江市が 10,000 円、雲南市が 6,000 円であり、10,000 円程度が妥当と考えられる。

エ 任用：消防団員経験者とするが、副団長、方面隊長又は分団長が推薦する者も任用可

オ 訓練等：平常時の活動は参加しない(団長が認めるものは参加)、訓練等については一定回数を義務付け

(2) 新たな機能別団員について（第 11 回協議）

現状の団本部女性部が機能別団員として位置づけられることから、組織の位置づけや処遇等について協議する。

【内容】

- ア 名称：男性も入団できるよう、名称を変更（仮称：総合支援部）
- イ 組織：団本部付とし、将来的には各地域に支部を設けることも考慮
業務も多様であり、まとめ役も必要なことから部長、班長、団員の階級を設ける
- ウ 職務：現在の女性部の活動を継承（予防、PR、救急法指導など）
- エ 報酬：年額報酬、部長 30,000 円、班長 25,000 円、団員 20,000 円
出場報酬、基本団員と同額
(理由)
イベント、講習会など年間業務量は多く、消防団PRにおいて重要な役割を担う。その負担から相応の年額報酬を支給すべきだが、全ての活動に従事する基本団員とは差を設けることが妥当である。

(3) 女性団員の拡充（第 11 回、12 回協議）

女性団員が多く地域イベント等に参加することによる消防団のイメージアップ、また、今後の団員確保につなげるために、団本部及び地域への女性団員を拡充するため、その取組方法について協議する。

【内容】

- ア 誰にどのように働きかけるか
- ① コミセンを通じて各サークルへ
(ママさんバレー等のスポーツ団体：活発な女性が多く活動)
 - ② JAの女性部組織へ
(各地域に根差した活動組織：地域活動に理解を得られやすい)
- イ 女性団員の取り組みとして
- ① 地域での救急講習などの機会に参加
 - ② スポーツ少年団等の集まりにおいて勧誘することによって、子供や親へ同時に発信が可能

ウ 女性団員拡充の課題及び対策

- ① 市民の認識不足：SNSを活用し活動のPR
- ② 加入の困難さ：消防団員のメリットや特典が必要
(デジタル地域通貨など、やりがいのPR)
- ③ 勧誘への姿勢：消防団全体で積極的に勧誘する意識

(4) 消防団勧誘方法について（第12回協議）

勧誘方法については、各分団によって地域差があり、現状を把握し課題等を協議する。

【内容】

ア 調査結果について

- ① 地域による選出方法の違い（自治会選出等の有無など）
- ② 退団する団員が後任を探す（後任がいなければ退団できない可能性）
- ③ 町内会未加入者へも勧誘している（19分団）

イ 今後の勧誘方法及び団員確保の対策について

- ① 地域差があり勧誘方法を統一することは難しい。
- ② 企業へのアプローチが有効である。優良協力企業へは表彰をするなど広報すれば、企業へのメリットになる。
- ③ 協力事業所のメリット拡大を協議する。
- ④ 定期的に地域との関りをもつ機会をつくる。
- ⑤ 制服・活動服のデザイン等の見た目のイメージアップを図る。

令和6年度組織再編等の取組みについて

1 組織再編に関連する取組み

(1) 応援体制

2部体制となる分団の管轄内での火災発生時は、通報の際に「炎上」のキーワードがあれば、早期に隣接する分団も出場させる体制とする。

※消防団の出場は、原則は「建物火災」「林野火災」としており、その他の種別においては状況によって招集体制をとる。

(2) 組織再編

ア 令和6年度から組織再編がスタートし、基本計画のとおりスタートする分団が7分団あった。令和7年度の組織再編の体制に向けて、各分団、また、事務局も出席し地域への説明をしながら進めていく。令和7年度の組織再編が整えば、事務局報告の締切りを10月末とし条例改正等を行う。

イ 女性部の機能別団員への移行

令和7年度の移行に向けて、改革推進委員会及び消防団内部で協議結果に基づき、団本部会議において承認を得る。

2 広報等について

- (1) 消防団活動のPR及び団員の加入促進のためにイベント等へ積極的に参加する。(大型店舗イベント、地域防災イベント等)
- (2) 若い世代、女性や事業所、自治会など、それぞれのターゲットに応じた効果的な広報につながるようなPR動画やパンフレット等を作成する。
- (3) 消防団員へ広報活動の企画等を募集する。また、動画編集等の得意な団員に協力を得る。

3 その他

(1) 県消防操法大会及び訓練の取組み結果について

ア 県大会(7月7日開催)の結果 ※5年ぶりの県大会

- ① 第4位 大社2方面隊からの選抜チーム
- ② 第7位 出雲中部方面隊からの選抜チーム
- ③ 第9位 平田4方面隊(第1～4方面隊)からの選抜チーム

イ 県大会に向けた訓練体制

- ① 期 間：４月から７月第一週の県大会まで。
- ② 日 数：週３日とし概ね３６日とする。
- ③ 時 間：１回の訓練時間は２時間とする。（１９時から２１時）
- ④ 参加者：選手も含めて１回１５名。７月から２０名体制に変更。

ウ 振返りについて

- ① 出場方面隊の全団員に対し、アンケートにて振り返り調査を実施し、今後の訓練体制に活かす予定
- (2) 消防団アプリを全団員へ登録してもらい、事務負担の軽減や情報の共有化を図る。
- (3) マイカー共済を継続し、災害時の車両補償の充実を図る。

出雲市消防団機能別団員について（案）

	区分	例規	定員	任用	位置づけ	職務	階級	報酬（円）		
								年額	災害出場	訓練等
機能別団員	大規模災害対応団員	出雲市消防団機能別団員に関する規程	消防団員定員 1, 4 0 6 名 （うち 2 4 0 名前後）	条例第 3 条の要件を満たし、かつ、消防団員の経験者とする。ただし、副団長、方面隊長又は分団長からの推薦に基づき任用することができる。	分団	風水害、地震、津波、土砂災害、原子力、武力攻撃による災害活動 （出雲市地域防災計画に基づく活動）	団員	10, 000	基本団員に準じる	
	（仮称）総合支援部 （団本部女性部）		団本部定員 6 2 名 （うち女性部 2 4 名）	条例第 3 条の要件を満たすこと。そのほかの任用要件は定めない。	団本部	・ 広報（火災予防、団員募集、団PR） ・ 応急手当普及活動 ・ 出初式等イベント参加 ・ 団長が認める災害活動における後方支援 ※現状の女性部職務と同様	部長	30, 000		
							班長	25, 000		
							団員	20, 000		

女性団員の拡充について

成りて不足のなか、男性だけでなく女性団員の拡充も推進し、女性団員にイベント等への参加をしてもらい女性団員の活躍、また、消防団のイメージアップを図る。

【前回の協議結果】

- 1 誰にどのように働きかけるか
- ① コミセンを通じて各サークルへ
（ママさんバレー等のスポーツ団体：活発な女性が多く活動）

② J A の女性部組織へ
（各地域に根差した活動組織：地域活動に理解を得られやすい）

③ 地域での救急講習などの機会に参加

④ スポーツ少年団等の集まりにおいて勧誘
（子供や親へ同時に発信が可能）
- 2 女性団員拡充の課題及び対策
- ① 市民の認識不足：SNS を活用し活動のPR

② 加入の困難さ：消防団員のメリットや特典が必要
（デジタル地域通貨など、やりがいのPR）

③ 勧誘への姿勢：消防団全体で積極的に勧誘する意識

- ・分団単位で実施している入団勧誘について、男性だけでなく女性にも勧めていく。
- ・令和 1 1 年度に開催される全国女性消防操法大会への出場が出雲市消防団からの予定であり、選手として出場できる人材を確保する必要がある。（市役所職員や企業に対して勧誘する）
- ・消防本部で実施している消火技術訓練大会に市内の企業から参加され女性もおられる、そして、きびきびした動作であり、防災活動にも意識が高いのでは。そういった機会を捉えて加入の声掛けをする。